

覚 書

栗本建設工業株式会社（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、反社会的勢力との取引を防止するため、本覚書締結時点及びそれ以降の甲乙間の全ての取引について、以下のとおり合意したので本覚書を締結する。

- 第1条 甲及び乙は、相互に次の各号を表明し、保証する。
- ① 自社及び自社の役職員並びにその他自社の関係者が、反社会的勢力またはその関係者と何らの関係を有しないこと。
 - ② 自社及び自社の役職員並びにその他自社の関係者が、反社会的勢力またはその関係者と何らの関係を有するに至る行為をしないこと。

第2条 甲または乙は、相手方に前条の表明、保証に反する事実が判明した時は、甲乙間の全ての契約を即時解除することができる。この場合においては、解除を受けた当事者は、解除権行使者がこの解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。一方、解除権行使者は、解除を受けた当事者に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

以上、本合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所
会社名
代表者

乙

住 所
会社名
代表者

覚 書

栗本建設工業株式会社（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、反社会的勢力との取引を防止するため、本覚書締結時点及びそれ以降の甲乙間の全ての取引について、以下のとおり合意したので本覚書を締結する。

- 第1条 甲及び乙は、相互に次の各号を表明し、保証する。
- ① 自社及び自社の役職員並びにその他自社の関係者が、反社会的勢力またはその関係者と何らの関係を有しないこと。
 - ② 自社及び自社の役職員並びにその他自社の関係者が、反社会的勢力またはその関係者と何らの関係を有するに至る行為をしないこと。

第2条 甲または乙は、相手方に前条の表明、保証に反する事実が判明した時は、甲乙間の全ての契約を即時解除することができる。この場合においては、解除を受けた当事者は、解除権行使者がこの解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。一方、解除権行使者は、解除を受けた当事者に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

以上、本合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲
住 所
会社名
代表者

乙
住 所
会社名
代表者